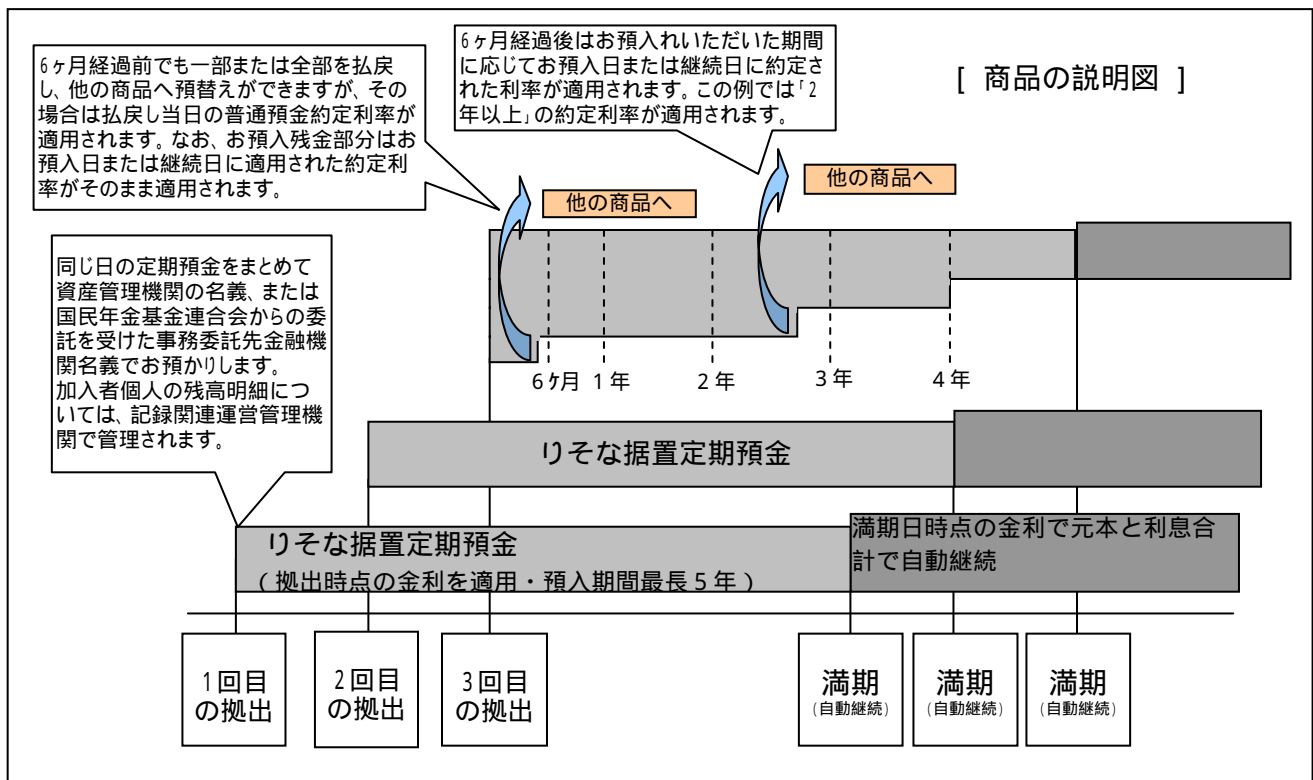


銀行預金 商品概要説明書

| 項目 | 内容 |
|---------------------|---|
| 1. 商品名 | りそな据置定期預金 |
| 愛称 | フリーポケット401k |
| 2. ご利用者 | 当商品を選定されている確定拠出年金プランの加入者および運用指図者の方 (ただし、名義は確定拠出年金制度における資産管理機関または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関となります。) |
| 3. お預入れ期間 | 最長5年(据置期間6ヶ月) |
| 4. お預入れ方法 | 当制度における拠出金または他の運用商品の売却資金によりお預入れができます。 |
| お預入れ単位 | 1円以上 1円単位(上限はありません。) |
| 5. 利息 | |
| 適用利率 | お預入れ期間に応じて6段階(6ヶ月以上 1年以上 2年以上 3年以上 4年以上 5年)の利率を適用します。 お預入れ時に適用される約定金利は満期時まで変わらない確定利回り商品です。 適用金利は毎月第1月曜日に見直します。 |
| 利息計算方法 | お預入れ期間に応じた利率で、預入(継続)日にさかのぼって、1年を365日として日割かつ半年複利で計算します(付利単位1円)。 |
| 満期時利息のお支払い方法 | 継続時に預金元本に組み入れられます。 |
| 6. 払戻し方法 | 6ヶ月の据置期間経過後は、当プランで選定されている他の運用商品の購入資金に充当するためであればいつでも払戻しことができますが、確定拠出年金法令で定められている一定の給付事由以外は現金でのお引出しはできません。 満期時のお取扱いは利息元加による自動継続のみです。 6ヶ月の据置期間経過以前でも払戻しはできますが、この場合はお預入れ時の約定利率ではなく、払戻し約定日における「普通預金約定利率」が適用され、お預入れ約定日から払戻し約定日の前日までの日数について利息を計算し、元本とともにお支払いします。 |
| 一部払戻し | 1円以上1円単位でお引出しができます。 お引出し後の残額についてはお預入れ時または満期継続時の約定金利がそのまま適用されます。 |
| 7. 手数料 | ありません。 |
| 8. 課税関係 | 確定拠出年金制度においては払戻し時および継続時の利子所得に対して課税はされません。 加入者および運用指図者の方の年金資産残高に対して約1%の特別法人税等が課税されますが、その適用については現在凍結されています。 |
| 9. 利益の見込み 損失の可能性 | お預入れ日(または継続日)から5年後の満期日に、解約の申し出がない限り、約定金利で計算した利息を元本に組入れて自動継続します。また、お預入れ期間の途中で期限前解約(一部解約を含みます)した場合でも、お預入れ期間に応じて所定の約定利率または期限前解約利率により計算した利息と元本をお支払いします。 商品提供機関(りそな銀行)の破綻時において、預金保険制度の保護範囲を超える元本および利息について保護されないおそれがあります。 毎月第1月曜日に適用する約定利率を見直し弊社コールセンター、Web等により開示します。 |

(運営管理機関) りそな銀行

| 項目 | 内容 |
|----------------------|---|
| 10. セーフティ ネット情報 | <p>本商品は預金保険の対象になっています。</p> <p>【保護の対象預金と保護の範囲】</p> <p>金融機関毎に、当座預金などの決済用預金⁽¹⁾を除き、1預金者あたり元本1,000万円とその利息となります。</p> <p>(決済用預金…「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金)</p> <p>なお、金融機関名義の預金は、預金保険の対象外となりますが、確定拠出年金制度の資産管理機関名義、または国民年金基金連合会からの委託を受けた事務委託先金融機関名義の預金については、加入者の個人別管理資産額に相当する金額の部分を当該加入者の預金に係る債権とみなして預金保険制度の保護の対象としております。</p> <p>ただし、りそな銀行に本商品以外の預金があるときは、その預金を優先し、本商品と合計で元本1,000万円とその利息が保護の範囲となります。</p> |
| 11. 持分の計算方法 | <p>現在のお預入れ残高が個人別管理資産額の持分に相当する額となります。なお、加入者の個人別持分は日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー社(記録関連運営管理機関)により計算・管理されます。</p> |
| 12. その他ご留意 いただく事項 | <p>お預入れされている預金のうち、満期が到来する預入分については当該満期日の2営業日前から満期日までには払戻しの運用指図(スイッチング)をお受けすることはできません。</p> |
| 13. 商品提供機関 | 株式会社りそな銀行 |



(運営管理機関) りそな銀行

当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該銀行預金の勧誘を目的とするものではありません。

上記商品内容をご確認のうえ、確定拠出年金法第24条に基づき別途ご提供する上記商品の過去の適用金利推移と併せて、ご自身で投資判断をめに行っていただきますようお願いいたします。